

独立行政法人 日本貿易保険（非特定）

所在地 東京都千代田区西神田 3-8-1 千代田ファーストビル東館 3階

電話番号 03-3512-7650 郵便番号 101-8359

ホームページ <http://www.nexi.go.jp/>

根拠法 貿易保険法（昭和 25 年法律第 67 号）

主務府省 経済産業省貿易経済協力局貿易保険課、大臣官房政策評価広報課
（評価委員会庶務）

設立年月日 平成 13 年 4 月 1 日

沿革 昭25.6輸出信用保険業務開始（現経済産業省）→平13.4独立行政法人日本貿易保険

目的 対外取引において生ずる通常の保険によって救済することができない危険を保険する事業を効率的かつ効果的に行うことを目的とする。

業務の範囲 1. 貿易保険法第 3 章の規定による貿易保険の事業を行うこと。
2. 前号の業務に附帯する業務を行うこと。

○ 前項の業務のほか、同項の業務の遂行に支障のない範囲内で、貿易保険によりてん補される損失と同種の損失についての保険（再保険を含む。）の事業を行う国際機関、外国政府等又は外国法人を相手方として、これらの者が負う保険責任につき再保険を引き受けることができる。

○ 貿易保険法第 4 章の規定による政府を相手方とする再保険のほか、貿易保険によりてん補される損失と同種の損失についての保険（再保険を含む。）の事業を行う国際機関、外国政府等又は外国法人を相手方として、貿易保険法により日本貿易保険が負う保険責任につき再保険を行うことができる。

財務及び予算の状況

<資本金> 104,352百万円

<国有財産の無償使用> なし

<予算計画>

(単位：百万円)

	区別	中期計画予算 (平成 24～27 年度)	平成 25 年度予算
収入	業務収入	72,364	18,241
	正味収入保険料	46,484	11,621
	正味回収金	8,000	2,000
	受取利息	17,880	4,620
	その他業務収入	0	-
	被出資財産からの回収金	28,841	7,491
	有価証券の償還	108,949	19,737
	短期借入金	0	-
	計	210,154	45,469
支出	業務支出	132,805	25,340
	正味支払保険金	78,176	19,544
	人件費	4,988	1,247
	国庫納付金	31,455	-
	その他業務支出	18,186	4,549
	投資支出	6,096	2,111
	システム開発等	5,816	2,041
	その他投資支出	280	70
	有価証券の取得	0	-
	短期借入金返済	0	-
	その他の支出	0	-
	予算差異	71,253	18,018
	計	210,154	45,469

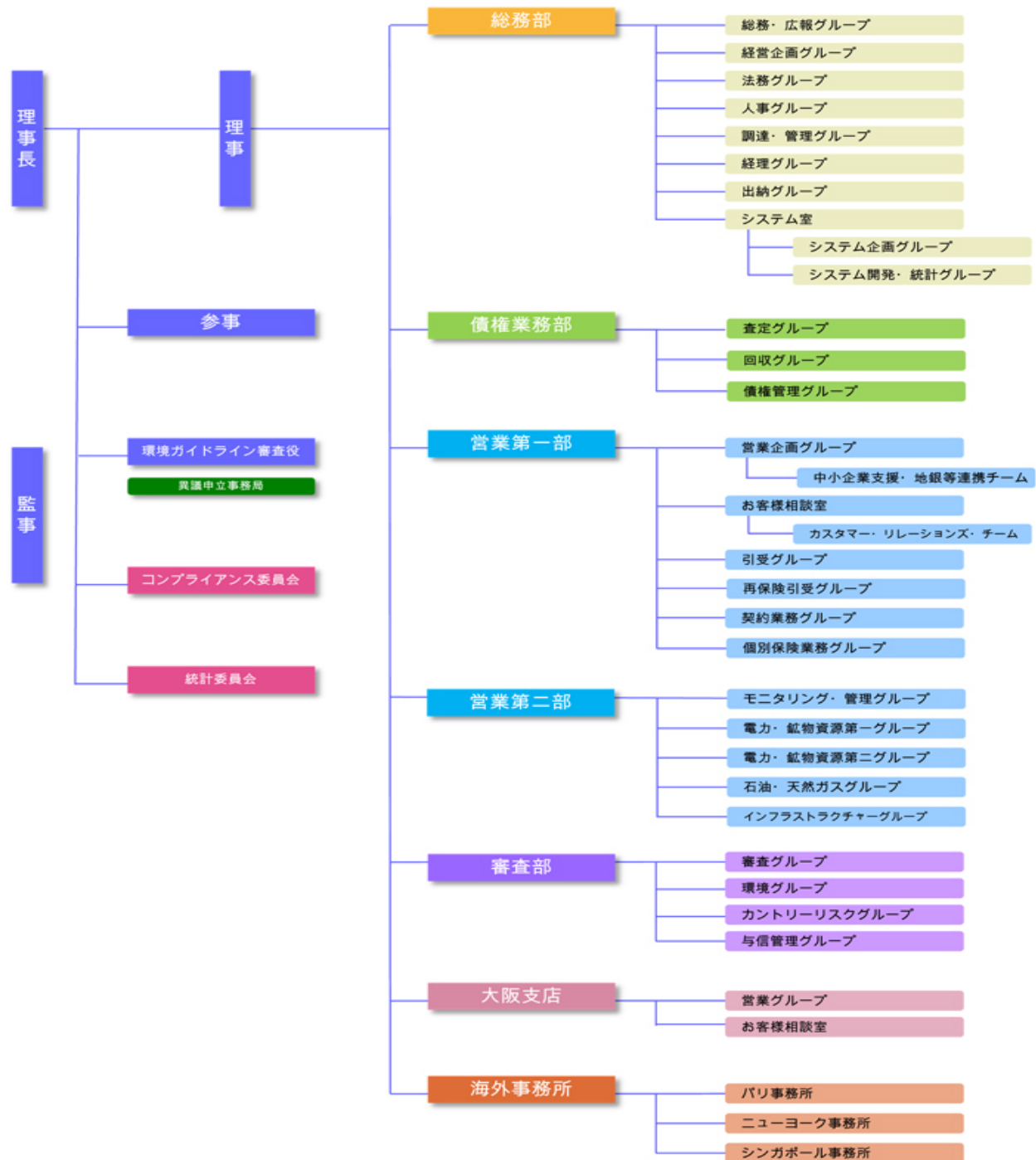
<短期借入金の限度額> 50,000百万円

組織の概要

＜役員＞ （理事長・定数1人・任期2年）板東 一彦 （理事・定数3人以内・任期2年）和田 圭司、稲垣 史則 （監事・定数2人・任期2年）大岩 武史、（非常勤）今井 敬

＜職員数＞ 142人（常勤職員137人、非常勤職員5人）

＜組織図＞



中期目標

1. 中期目標の期間

中期目標の期間は、中長期的見地で貿易保険を運営することが適当であることに鑑み、平成24年4月1日から平成28年3月31日までの4年間とする。ただし、終期到来前に新組織形態への移行が行われた場合、移行の前日までとする。

2. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項

日本貿易保険設立以来の「お客様中心主義」の理念を引き続き徹底し、利用者の視点に立ったサービスの向上に努めることとする。

また、企業の取引環境の変化に応じ、海外拠点を通じた取引への支援強化などの商品性改善に取り組むこととする。平成25年より実施段階に入る国際的な銀行監督ルール（「バーゼル3」）下においても、貿易保険付きファイナンスが質的・量的に確保され、我が国企業の海外展開や民間資金を活用したインフラ整備が円滑に行われるよう、必要な環境整備に努めることとする。

（1）商品性の改善

国境を超えた多国間での企業間競争が激化する中で、我が国企業の国際競争力を確保するよう、利用者のニーズの変化に的確に対応した保険商品を提供するよう努めること。

①利用者のニーズに即した現行保険商品の見直し

近年の金融取引の高度化・我が国企業の対外取引形態の複雑化に対応し、個々の企業の貿易保険に対するニーズも多様化していることを踏まえ、諸外国において提供される貿易保険サービスの内容も参考としつつ、手続きの簡素化を含め現在提供している貿易保険サービスの商品性の改善に不断に取り組むこと。

また、欧州における債務危機など国際金融の動向を注視しつつ、国際金融変動のセーフティネットとして、政府及び関係機関と連携し、我が国企業の貿易投資活動に対する資金供給の円滑化のための取組みについても、金融環境の変化に応じ迅速に対応すること。

（2）サービスの向上

現在行っている業務について、利用者の視点に立ち、以下のサービスの向上に一層努めること。たとえば、WEB上のサービスの一層の充実、申込手続きや審査手続きの簡素化等により、利用者の利便性向上、負担軽減や業務処理期間の短縮に努めることとする。

①利用者の負担軽減

引受申請等に係る諸手続や提出書類の合理化・簡素化をさらに進めること。第四期システムのオンライン機能を活用したWEBサービスの拡充や、運用の明確化等を推進すること。また、海外貿易保険機関等との連携を通じたワンストップ化等を進めることにより、利用者の手続面での負担の軽減を図ること。

②意思決定・業務処理の迅速化

意思決定及び業務処理の方法について不断の改善を行うことにより、引受審査、保険金査定、債権回収等の各業務について処理の迅速化を図ること。特に、中小企業向け案件については、利用者の負担軽減や業務処理の改善に努めること。なお、その際の目安として、下記の基準を満たすよう努めること。

- ・信用リスク（註1）に係る保険金の査定期間を、被保険者事由あるいは海外関係当事者への照会による所要期間を除き、55日以下とする。
- ・保険料の試算に関する問い合わせには、必要な情報を提供された翌営業日まで（中長期 Non-L/G 信用案件（註2）については5営業日以内）に回答する。
- ・提出された保険契約申込書等に不備がある場合、5営業日以内に連絡する。
- ・提出された保険金請求書及び添付書類に不備がある場合、3営業日以内に連絡する。
- ・具体的な案件に係る利用者からの制度面の照会には5営業日以内に回答する。
- ・政府が締結する債務繰延協定等に基づく保険事故債権に係る回収金の配分は、日本貿易保険の口座に全額入金を確認された日の翌営業日までに送金処理の手続きを的確に行う。

（註）

1) 「信用リスク」とは、一般的に、保険の目的となる契約の相手方の破産や債務の履行遅滞による損失発生危険性を指す。

2) 「中長期 Non-L/G 信用案件」とは、信用供与期間が2年以上で、政府保証等がつかず、かつ、信用リスクをてん補している案件。

③情報提供の強化と利用者ニーズの把握

中小企業を含めた利用者向け情報提供を強化するなど、保険商品に関する広報・普及活動を積極的に展開すること。これまで貿易保険サービスを利用したことがない中堅・中小企業等の潜在的な利用者のニーズ及び既存の利用者についても、意見の聴取や定期的なニーズ調査等を通じ的確に把握・反映すること。

（3）リスク管理の強化及び業務の適正確保のための体制整備

リスク管理及び保険金査定等の業務運営、内部統制、コンプライアンス等の強化を図るための体制整備、並びに人材育成に努めること。

①リスク管理の強化

重点的政策への対応強化を含めて、安定的かつ継続的に貿易保険サービスを提供するため、個々のカントリーリスクやバイヤーリスクの審査の充実はもちろん、日本貿易保険全体のポートフォリオベースでの管理を強化するなど、総合的なリスク管理を向上させること。

また、複雑・高度化する様々なリスクを的確に分析・評価するため、職員の専門能力を高め、リスク審査能力の向上を図ること。

②専門能力の向上及び人材育成

利用者のニーズに対応して質の高いサービスを提供するための体制整備を図るため、専門能力を有する人材の登用や能力開発を通じ、リスク分析、貿易実務、国際金融ビジネス等に関する職員の高度な専門的知見を涵養すること。また、専門性の高い職員を定着させ、その能力を最大限引き出せるよう魅力ある就業環境を形成すること。

③保険金の的確な査定

保険金の支払いに関する的確な査定を行う観点から、平成23年10月28日付け会計検査院の指摘をも踏まえ、的確な査定を行うための体制を整備するなど再発防止に向けた必要な取組みを行うこと。

④内部統制の強化とコンプライアンスの徹底

独立行政法人における内部統制にかかる総務省の研究会報告書等を参考としつつ、法令遵守態勢を徹底するとともに、適切な業務プロセスを確保するため、コンプライアンス委員会に加えて新たに専門部署を設けるなど内部統制について、更に充実・強化を図ること。

また、機密情報・個人情報保護を含めた情報管理の徹底等に努めること。

⑤業務運営の透明性の確保

利用者を含め国民に対して業務内容や組織・業務運営の状況を明らかにし、事業の公正かつ透明な実施を確保するべく、情報公開を積極的に行うこと。

また、企業会計基準に基づく財務諸表や経営実態をわかりやすく開示するとともに、貿易保険の政策的意義や長期間にわたる収支相償等の特性について十分に説明し、業務運営に対する国民の理解増進に努めること。

(4) 重点的政策分野への戦略化・重点化

日本貿易保険は、国の通商政策、産業政策、資源エネルギー政策等との密接な連携に努めること。中でも「日本再生の基本戦略」を踏まえ、以下に掲げるような政府として重点的に取り組むべき分野について一層戦略化・重点化しつつ、引受けの質的及び量的な拡大を図り、政策的に特に重要な中長期貸付及び投資案件の引受比率を現行の2割から中期目標期間中に3割程度に引き上げること（その際の指標については、経済産業省が今後策定予定の国際競争力強化に向けたプログラムを踏まえるものとする。）。

こうした重点分野は、毎年度計画策定前に経済産業大臣が日本貿易保険に対して提

示す場合にはそれを踏まえるとともに、日本貿易保険が行う国別引受方針の見直しにおいては、国の政策と一致させるよう努めること。

①新たな成長戦略への対応

新たな成長戦略の実現に向け、アジアを中心とする旺盛なインフラ需要に応じていくことが我が国の強い経済を復活させるための鍵であるとの認識に立ち、鉄道・水・電力等のパッケージ型インフラの海外展開の支援に一層積極的に取り組むこと。そのために、現地通貨建てファイナンスを含めた付保を積極的に行うほか、事業の特性を踏まえた更なる制度の改善を図ることにより、民間事業者が直面する多様なリスクを日本貿易保険が補完し、海外展開を強力に支援していくこと。また、国産航空機や宇宙関連産業のファイナンス面からの輸出支援に積極的に取り組むこと。

②中小企業及び農業等の国際展開支援

全国各地の中小企業の国際展開を支援するため、平成23年度に創設した地銀提携ネットワーク（現在11行）を出来る限り早い時期に倍増以上に拡充し、民間金融機関や中小企業関係機関のネットワークを一層活用して、利便性を向上させるとともに、民間金融機関による貿易保険付保債権の買取りや担保貸付（保険事故前輸出代金債権の流動化支援など）の機会を拡大していくこと。

また、中小企業のみならず、サービス産業、クリエイティブ産業、農業、建設業といったこれまで国際展開が十分に進んでいなかった分野についても貿易保険の利用促進を図り、「日本」ブランドの復活・強化にも貢献すること。

③環境・安全技術の普及

環境社会配慮ガイドライン等の遵守にとどまらず、我が国の経験・教訓を踏まえた先進的な環境・安全技術の輸出やプロジェクトの組成を、地球環境保険の活用等により積極的に支援し、持続的な世界経済の発展にも貢献すること。

④諸外国との経済連携などの強化

アジアを中心とするグローバル需要を取り込むべく、各国の輸出信用機関との再保険協力や民間事業者などとの連携を推進することにより、利便性を高め、現地日系企業の事業展開や国際プロジェクトを支援すること。また、こうした取組みを通じて、貿易保険制度に関する各国との相互理解や協力関係を深め、OECD等における先進国間での議論にとどまらず、新興国も含む形での輸出信用の枠組みに関する国際的議論の進展を促すこと。

⑤資源の安定供給源確保

昨今の地政学的リスクの拡大、資源価格の上昇、大震災後の我が国電力需給の逼迫などに鑑みれば、原油・LNG、レアアース・レアメタルなど資源の安定供給源確保はこれまで以上に重要となる。したがって、資源エネルギー総合保険の戦略的な活用を含め、我が国企業による海外資源開発や周辺インフラ整備等への積極的な取組みの支援、国営資源企業との協力強化に努めること。

⑥東日本大震災等への対応

東日本大震災で被災した中小企業や原発事故に伴う風評被害に遭った輸出企業に対する支援を確実に継続すること。また、タイの洪水によるサプライチェーンの寸断の経験も踏まえ、我が国企業の海外現地法人の運転資金や販売支援等にも積極的に取り組むこと。

(5) 民間保険会社による参入の円滑化

日本貿易保険は、民間事業者の事業機会拡大のための環境整備に一層努めること。

①海外フロンティング契約の締結促進等

海外フロンティング契約（民間保険会社の海外子会社が引き受けた保険責任を日本貿易保険が再保険の形で引き受ける契約。）の締結促進、地方金融機関との販売委託の拡充など、海外拠点や地方の中小企業を含む利用者ニーズを確認しつつ、民間事業者の事業機会拡大に向け一層積極的に取り組むこと。

②サービス提供の在り方の見直し

近年、国際金融危機の影響を受けた民間保険会社の引受体力低下と、これを受けた公的貿易保険の拡充の動きが各国で顕著となったことに留意しつつ、仮に民間事業者が十分かつ安定的にサービスを提供するという見通しが利用者から見て明確になった時には、当該分野に対する日本貿易保険のサービス提供の在り方を抜本的に見直すこと。また、保険会社に対する支払余力規制強化などの国際的動向や東日本大震災が保険会社に与える影響についても注視しつつ、利用者から見た総体としての引受能力の確保・強化を図ること。

3. 業務運営の効率化に関する事項

第一期・第二期・第三期中期目標期間中に取り組んだ業務運営の効率化を一層推進すべく、更なるコスト意識の徹底、業務処理の合理化に努めるとともに、第四期システム開発・導入の効果を最大限発揮させることにより、効率的かつ安定的な事業基盤を確立することが必要である。

(1) 業務運営の効率化

貿易保険は、政府が運営費交付金を充当することなく、利用者から支払われる保険料等を収入原資として運営しているものであるが、支出にあたっては、費用対効果を十分検討する等によりコスト意識の徹底を図り、効率的な業務運営に努めること。

なお、今後の独立行政法人改革（平成24年1月閣議決定を踏まえた組織・事務等の機動性の在り方の検討を含む。）の結果や今後の法改正等を踏まえ、必要に応じ、見直しを行う。

①日本貿易保険の業務運営に際しては、全ての支出の要否の検討、廉価な調達等に努めることにより、効率化を図ること。特に、独法改革の結果を踏まえ、既存業務の徹底した見直し、効率化を進めることとし、その業務費（人件費を含む。）については、最大限の努力を行うことにより、第三期中期目標期間において削減を達成した水準以下とすること。

そのために、一般管理費については、当該中期目標期間中、平成23年度の一般管理費相当額を基準にして、毎年度1%以上の削減を行うこと。

（註1）システム開発関連経費、特別会計改革・独法改革などの制度改革に伴う経費及びこれに向けた準備に必要な経費、日本再生の基本戦略を踏まえた法改正に伴う経費、中期目標期間中に新たに政策上必要が生じたため追加・拡充される施策に伴う経費は、上記の効率化指標となる業務費及び一般管理費の算出からは除く。

（註2）一般管理費とは、役員及び総務部のシステム部門を除く一般管理部門の人件費・賃借料・業務委託費・外国旅費など管理業務に係る経費とする。

②人件費及び給与水準については、独法改革の結果を踏まえるとともに、国際金融等の専門性を確保しつつ、諸手当や専門能力認定の見直し等により、人件費やラスパイレス指数（国家公務員の給与水準を100とした指数）の引下げ・適正確保に向けて取組みを進め、人件費全体の抑制を図ること。同時に、日本貿易保険の果たすべき役割・責任を全うするために必要な人材確保・育成を行い、新組織形態への移行を見据えつつ、専門性・機動性を備えた実施体制の整備を図ること。業務量拡大の状況下において、人的リソースの質と量が利用者ニーズへの対応及び各国貿易保険機関間の競争力の面で、業務上のボトルネックとならないよう留意しつつ、給与水準に係る目標水準・目標期限を設定してその適正確保に計画的に取り組むとともに、検証結果や取組状況を公表すること。

③契約については、原則として競争性のある調達方式へと全面移行するとともに、一者応札・一者応募の改善に努め、システム開発・運用コストの削減を図ること。また、「随意契約見直し計画」に基づく取組みを着実に実施し、その取組状況を公表するとともに、一般競争入札等により契約を行う場合であっても、特に企画競争や公募を行う場合には、競争性及び透明性が十分確保される方法により実施すること。また、監事及び会計監査人による監査において、入札・契約の適正な実施についてチェックを受けること。

④民間機能の一層の活用を通じて業務運営の効率化に積極的に取り組むこと。特に、既に民間委託を導入している一部の保険商品の販売・斡旋業務については、引き続き、金融機関等との連携のあり方を検討しつつ、民間委託の範囲の拡大を図ること。

（2）システムの効果的な開発及び円滑な運用

組織の見直しに係る会計、税制、災害・事故等緊急時の事業継続計画等の対応に加

え、新商品の開発・販売、国の再保険特別会計廃止に伴う整備や債権管理業務への円滑な対応を行うとともに、第四期システムのシステム保守・追加改造の効率化・迅速化を通じ、利用者に対するサービスの向上、業務運営の効率化・迅速化を実現すること。その際の指標として、第四期システムの具体的な効果を示すほか、第四期システムの保守費用が第三期システムの保守費用を下回るように努めること。

また、政府の情報セキュリティ対策における方針を踏まえ、適切な情報セキュリティ対策を推進する取組みを行い、業務・情報システムの最適化をPDCAサイクルに基づき継続的に実施すること。

4. 財務内容の改善に関する事項

リスク債権の確実な回収、信用事故債権に係る高い回収率の維持により、利用者に対する確実な安心の提供を担保するための財務基盤をより強固にする必要がある。

(1) 財務基盤の充実

貿易保険は、世界的な規模の経済危機や戦乱のような予見できない異常事態に係るリスクを引き受けるものであることから、こうした事態に備えて保険金支払いのための財務基盤を充実させることが必要である。このため、貿易保険事業について長期的な収支相償の実現を目指すべく、業務運営の効率化や的確なリスク・マネジメントを通じた支出の抑制を図るとともに、適正な保険料の設定、保険事故債権の適切な管理や回収の強化等による収入の確保に取り組むこと。

(註)

1) 貿易保険事業の特殊性から、単年度ベースでの経常収支相償を常時求めることは困難である。

2) 収入確保の一環としての資金運用にあたっては、日本貿易保険による迅速な保険金支払能力に支障をきたさないよう、独立行政法人通則法第47条に規定され、かつ元本保証された方法に限定すること。

(2) 債権管理・回収の強化

① 保険事故債権の適切な管理及び回収の強化を図ることにより安定的な収入の確保に取り組むことは、長期的な収支相償を実現する上での重要な鍵である。このため、債権データの管理を的確に行うことはもとより、国の関係機関と緊密な連携を図るとともに、職員の専門能力の涵養等により、回収能力を強化すること。

非常リスクに係る保険事故債権については、パリクラブ等への対応を含め、政府が行う保険事故に係る債務履行確保等に関する諸外国との交渉に対して積極的かつ的確な対応を図ること。

信用リスクに係る保険事故債権については、利用者等の協力を得つつ積極的な回収に取り組むこと（その際の目安として、中期目標期間終了時において期間平均回収実績率20%を達成するように努めること（註））。

(註)

回収実績率の目安については、第二期・第三期と同様、期間平均の実績を採用する。また、この期間平均回収実績率を次式により定義する。
期間平均回収実績率 = 期間平均値（各事業年度の回収金額）÷ 期間平均値（回収金を得た案件及び回収不能が確定した案件に係る保険金支払額）

②査定・回収業務を通じて蓄積したノウハウを商品開発・営業・審査部門にフィードバックするとともに、利用者等や国の関係機関と協力して必要な対応を機動的に講じ、事故発生の防止、損失の軽減に努めること。

③保険事故債権の管理においては、その評価・分析手法の改良に努め、適切な経理処理を行うこと。

（３）保険料率設定・積立て基準の明確化・透明化

「事業仕分け」結果を踏まえ、保険料率の設定や積立てなどの基準をより明確化・透明化し、全体として会計経理の透明性を一層確保すること。

その際、積立金の原資は被保険者から徴収した保険料であること、積立金は将来の保険金支払いの準備金としての性格を有していること、貿易保険は超長期での収支相償を前提としていることを適切に踏まえること。また、リスクの的確な反映、貿易保険の政策的役割、民間参入の円滑化、WTO協定やOECD輸出信用アレンジメント等国际ルールの遵守に配慮すること。

5. 行政改革を踏まえた新たな制度設計への対応

「独立行政法人の制度及び組織の見直しの基本方針」（平成24年1月20日閣議決定）及び「特別会計改革の基本方針」（平成24年1月24日閣議決定）を踏まえた新たな貿易保険制度に円滑に移行するために必要な措置を検討すること。

「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」（平成22年12月7日閣議決定）に基づく取組みを着実に進めつつ、将来的に新たな制度に移行することを見据え、講じうる措置は早期に着手すること。

【独立行政法人日本貿易保険】

貸借対照表
(2013年3月31日現在)

(単位:百万円)

科目	金額	科目	金額
(資産の部)		(負債の部)	
現金及び預金	10,937	支払備金	1,673
有価証券	274,238	責任準備金	22,673
保険代位債権等	233,025	再保険借	12,767
未収収益	1,727	預り金	30
未収保険料	10,912	前受保険料	4,591
再保険貸	3,177	未払金	5,228
建物(注2)	99	賞与引当金	101
器具備品(注3)	885	退職手当引当金	365
未収金	135	その他の負債	234
預託金	397	負債の部 合計	47,662
ソフトウェア	363	(純資産の部)	
その他の資産	578	資本金	
貸倒引当金	△ 167,809	政府出資金	104,352
		資本剰余金(注4)	143,402
		利益剰余金	
		前中期目標期間繰越積立金	52,822
		当期未処分利益	20,426
		(うち当期総利益)	(20,426)
		利益剰余金合計	73,248
		純資産の部 合計	321,002
資産の部合計	368,664	負債及び純資産の部合計	368,664

(注)

1. 金額は百万円未満の端数を四捨五入して表示しております。
2. 建物の減価償却累計額は202百万円。
3. 器具備品の減価償却累計額は827百万円。
4. 資本剰余金の内訳は以下のとおりとなっております。

保険代位債権等評価差額金

45,386

資産計上評価差額

98,015

(計)

143,402 百万円

損益計算書

(2012年4月1日から2013年3月31日まで)

(単位:百万円)

	科 目	金 額
経 常 損 益 の 部	経常収益	16,866
	保険引受収益	9,910
	正味収入保険料 (注2)	9,908
	保険代位債権等利息収入	3
	資産運用収益	6,524
	受取利息	2
	有価証券利息	5,054
	有価証券売却益	1,468
	為替差益	182
	その他	250
	その他の経常収益	250
	経常費用	8,462
	保険引受費用	3,185
	正味支払保険金 (注3)	388
	支払備金繰入額	342
保険金回収見込額等 (注4)	△ 11	
責任準備金繰入額	2,466	
事業費及び一般管理費	5,261	
その他	16	
その他の経常費用	16	
	経常利益	8,404
特 別 損 益 の 部	特別利益	12,024
	被出資債権等に関する利益 (注5)	4,924
	被出資債権等に関する貸倒引当金戻入額	7,100
	特別損失	2
	被出資債権等に関する損失 (注5)	1
その他特別損失	0	
	当期総利益	20,426

(注)

1. 金額は百万円未満の端数を四捨五入して表示しております。

2. 正味収入保険料の内訳は以下のとおりとなっております。

元受収入保険料	35,590
出再保険料戻戻金	1,830
受再収入保険料	3,207
出再保険料	△ 30,719
(差引)	9,908 百万円

3. 正味支払保険料の内訳は以下のとおりとなっております。

支払保険金	4,416
回収再保険金	△ 4,022
受取返還保険金	△ 70
支払返還再保険金	64
(差引)	388 百万円

4. 保険金回収見込額等の内訳は以下のとおりとなっております。

(1) 債務繰延協定締結に伴う保険代位債権等の資産計上及び評価	
① 貸倒引当金繰入額	6
(2) 信用事故の保険金支払に伴う保険代位債権の資産計上及び評価	
① 信用事故代位債権の計上額	△ 386
② 支払備金の計上に伴い資産計上した保険代位債権発生見込額の 前事業年度末と当事業年度末の増減額	7
③ 貸倒損失額	2
④ 貸倒引当金繰入額	391
(3) 資産計上していない保険代位債権の回収額	△ 31
(計)	△ 11 百万円

5. 被出資財産に係る損益の計算は、「独立行政法人日本貿易保険の財務及び会計に関する省令(平成13年3月29日経済産業省令第104号)」附則第2条の規定に基づき、特別利益及び特別損失に計上しております。

(1) 被出資債権等に関する利益の内訳は以下のとおりとなっております。

被出資債権利息収入	3,628
被出資債権等為替差益	1,276
償却債権取立益	20
(計)	4,924 百万円

(2) 被出資債権等に関する損失の内訳は以下のとおりとなっております。

その他の特別損失	1
(計)	1 百万円

